平成２９年２月２８日制定

日田まつり振興会主催事業における出店に関する規約

　本規約は、日田まつり振興会主催事業（以下「まつり」という。）において、市民や観光客の皆さまが安心・安全に楽しむことができるよう、「まつり」での出店に関する規約を定めるものである。

第１条　日田まつり振興会（以下「振興会」という。）は、まつりでの出店に関し出店者からの届出により出店者の把握管理に努める。

第２条　まつりに出店しようとする者は、別に定めた届出を申し込み期限までに振興会に提出しなければならない。

第３条　振興会は、出店申請者（個人又は法人をいう。）又は従業者が次の各号に該当するときは承認しない者とする。

　１　暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

　２　暴力団準構成員であるとき。

　３　暴力団員でなくなったときから５年を経過しないとき。

　４　前各号に該当する者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

　５　前各号に該当する者が、経営を支配又は実質的に経営に関与していると認められるとき。

　６　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

　７　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。

　８　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

　９　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　10　暴力団員と密接に交際を有する者、及び暴力団員と密接に交際を有する者と親交を有する者。

　11　居所不明、素行不良等出店者又は従事者としてふさわしくない者。

　12　犯罪行為を行った者。

附則　本規約は平成２９年に開催する「第７０回日田川開き観光祭」に関するものから適用する。